



安中市 令和4年第11回定例記者発表

水路改修訴訟における和解について

令和4年3月30日付けで、安中市長岩地すべり防止区域内にある水路の改修工事を実施するよう求める訴訟が提起されました。

当該水路につきましては、訴訟が提起される前から、群馬県と市で継続的に調査や協議を重ね、問題解決に努めてきたところですが、水路が経年劣化していることから、集中豪雨などによる万が一の水害被害に備え、改修工事の実施を含めて検討を行ってまいりました。

そして、この度、県と市の役割分担や、水路の工事内容が確定したことに伴い、市議会及び県議会での議決を経て、10月12日に原告と和解契約を締結しました。

【和解概要】

- ・ 県は水路の改修工事を行う。
- ・ 市は県の改修工事の後、水路について財務省関東財務局前橋財務事務所に財産の譲与申請を行うとともに、水路の管理者として適切に管理する。
- ・ 原告は訴えを取り下げる。

今回、原告との和解に至りましたので、今後は、市の役割分担を果たすべく、必要な手続き等を進めるとともに、県による水路改修後は、安全で安心な市民生活を確保するよう、適切な管理に努めてまいります。

問い合わせ先

- ・ 建設部土木課
- ・ 担 当：庶務係
- ・ 電 話：027-382-1111
- ・ 内 線：1202